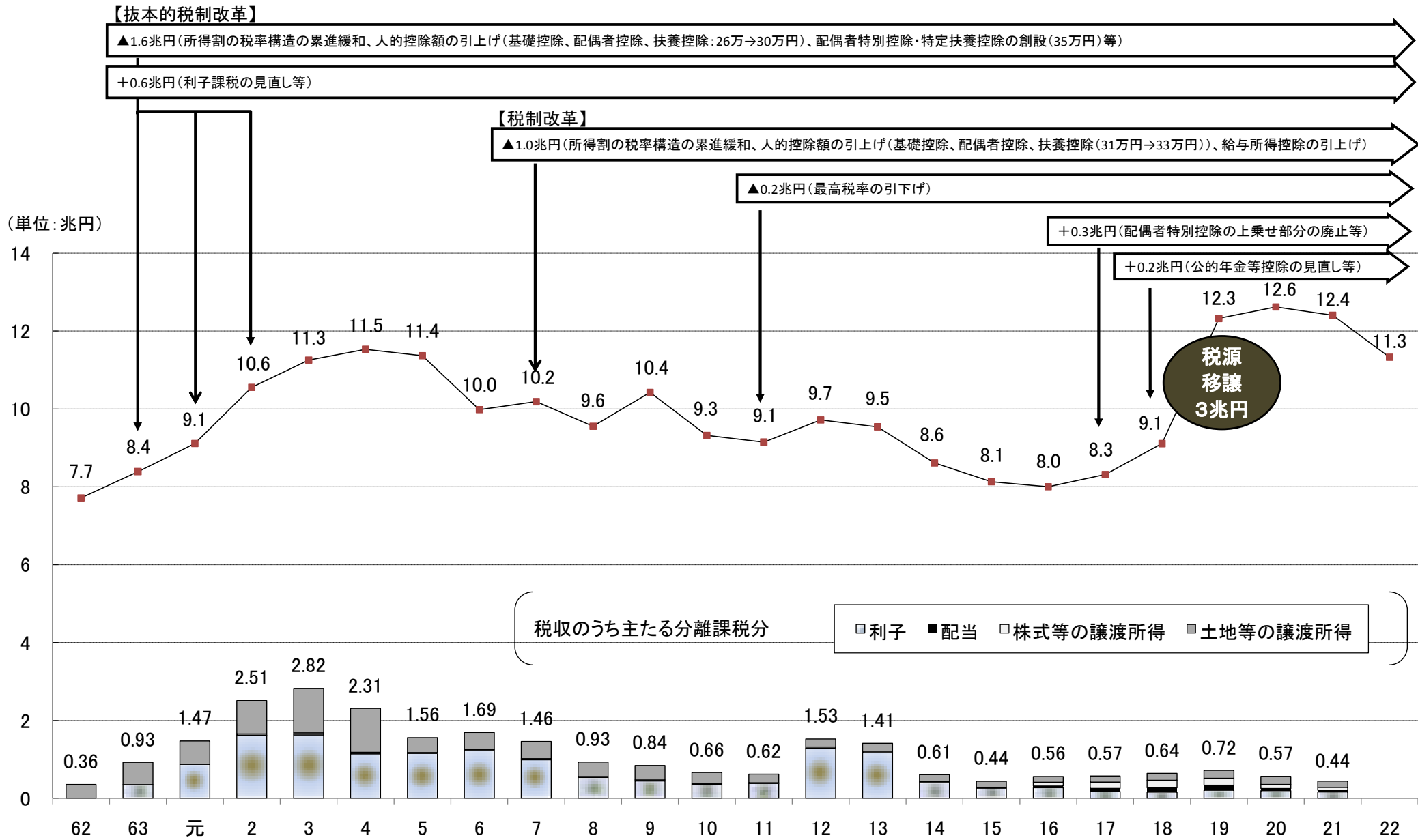


# 資 料

(個人所得課稅[地方稅])



# 個人住民税収の推移



(注1) 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画による。

(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

(注3) 分離課税の税収は、利子分は利子割、配当分は配当割、株式等の譲渡所得は所得割申告分離課税+株式等譲渡所得割、土地等の譲渡所得は所得割申告分離課税の税収。H22はデータなし。

# 個人住民税の概要①

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と都道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

均等割 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの

	標準税率 (年額)
市町村民税	<b>3,000円</b>
道府県民税	<b>1,000円</b>

	税収	納税義務者数
個人住民税	約2,400億円	約6,000万人

所得割 納税義務者の前年の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律**10%**)

	標準税率
市町村民税	<b>6%</b>
道府県民税	<b>4%</b>

	税収	納税義務者数
個人住民税	約11兆9,000億円	約5,600万人
(参考)所得税	約12兆9,100億円	約5,200万人

- (注) 1. 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。  
 2. 税収は、個人住民税については平成21年度決算見込額、所得税については平成21年度決算額。  
 3. 納税義務者数は「平成21年度 市町村課税状況等の調」による。

## 個人住民税の概要②

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市区町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税  
税率 **5%**

税込: 約1,700億円

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税  
税率 **5%** (平成23年12月31日までは**3%**)

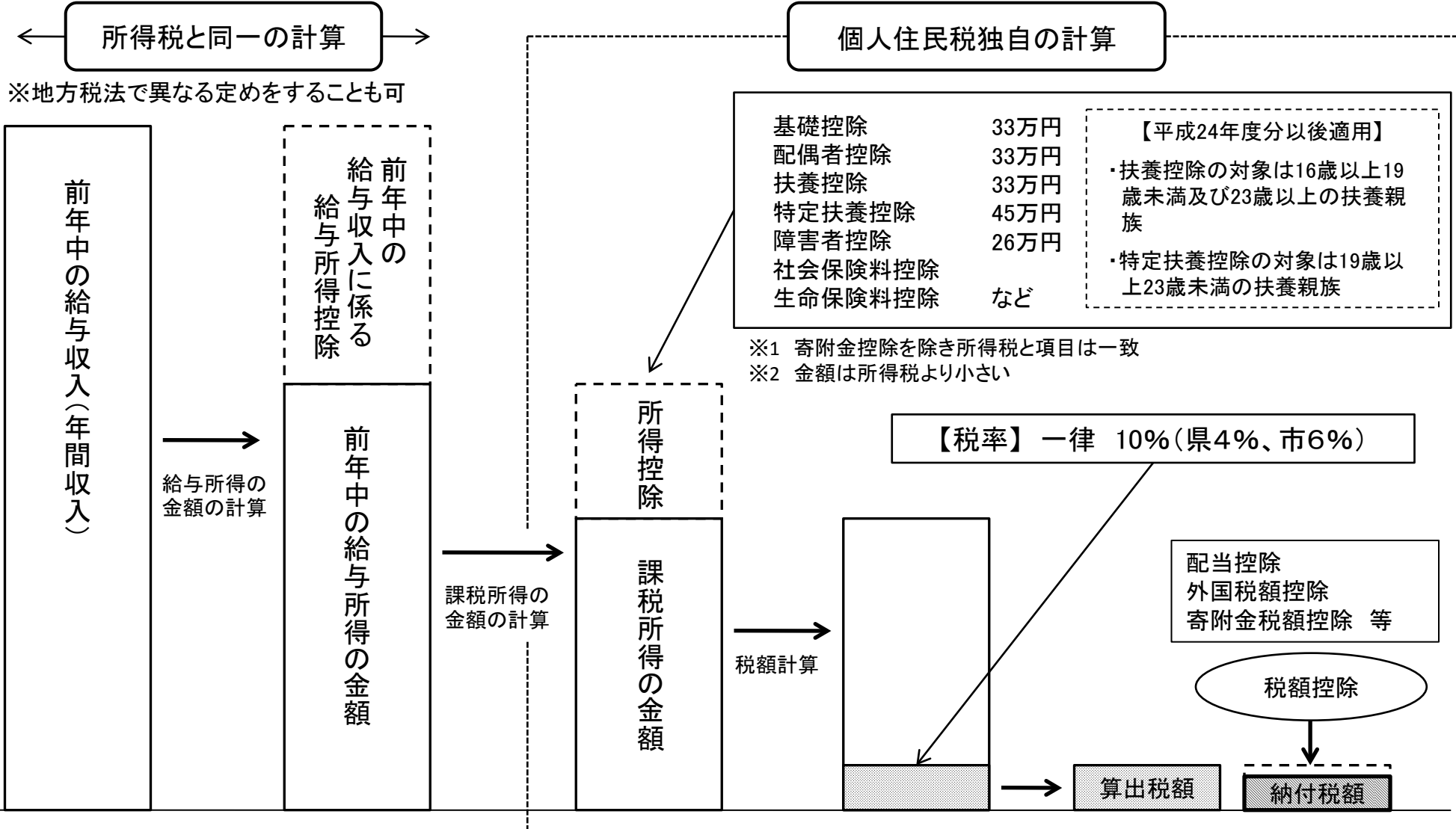
税込: 約500億円

○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税  
税率 **5%** (平成23年12月31日までは**3%**)

税込: 約200億円

(注) 税込は、平成21年度決算見込額による。

# 給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート

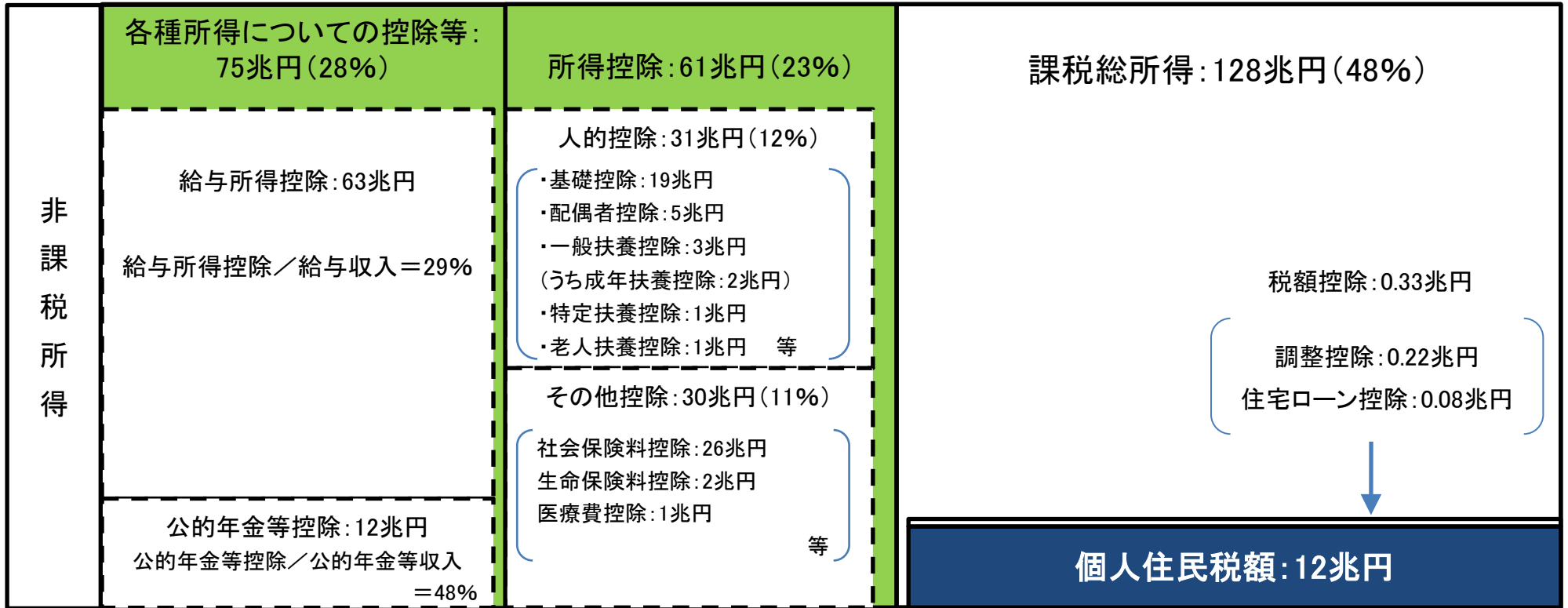


# 個人住民税の課税ベースのイメージ(平成21年度課税分)

- 課税対象となる収入は約264兆円、課税総所得は約128兆円。
- 給与所得控除・公的年金等控除で収入の28%、所得控除で23%課税ベースが減少。

課税対象となる収入約264兆円(給与収入(217兆円)、公的年金等収入(24兆円)、その他収入(23兆円))

所得金額約189兆円



<出典>平成21年度市町村税課税状況等の調

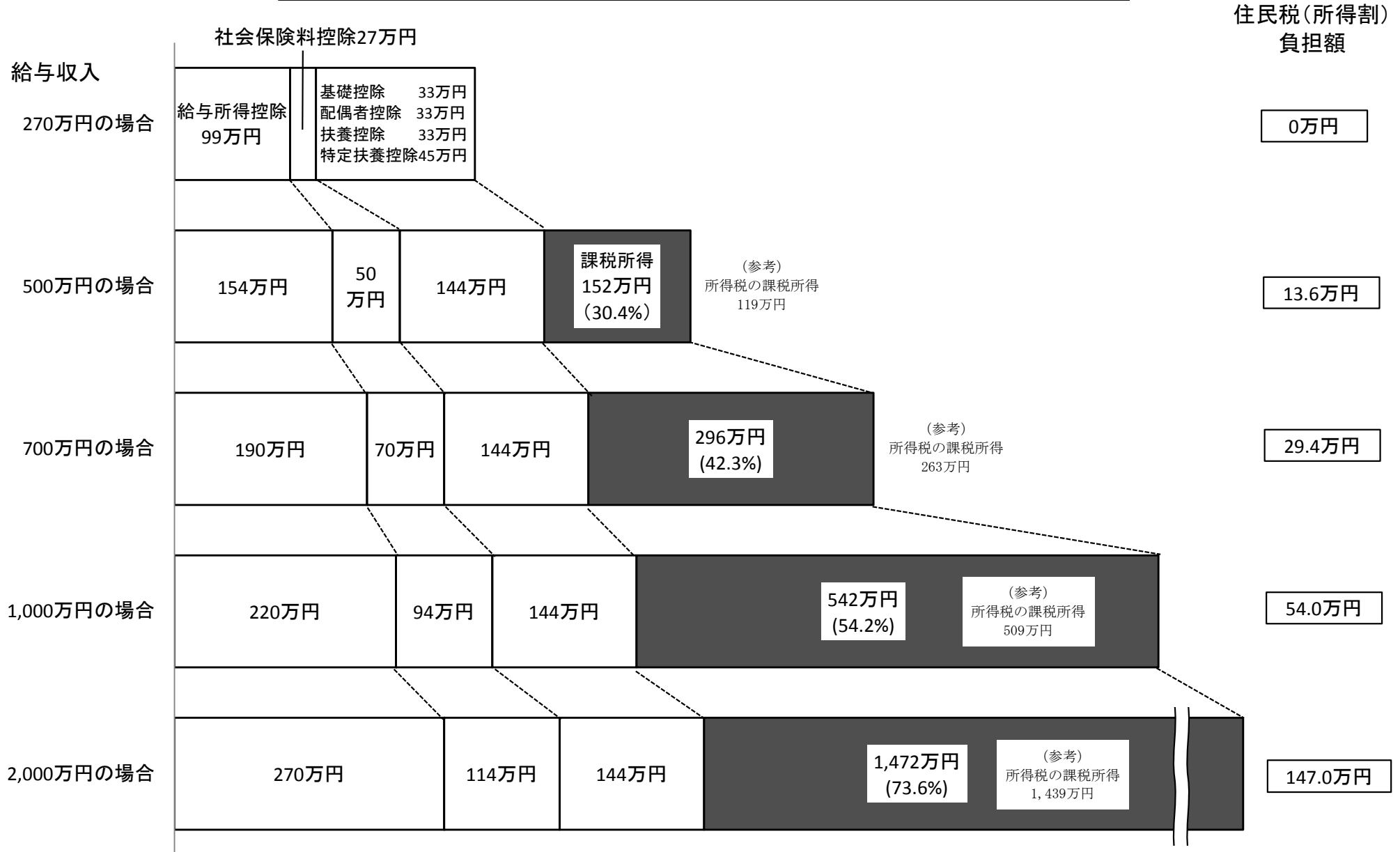
(注1)四捨五入の関係で計数の合計等が一致しない場合がある。

(注2)配偶者控除に配偶者特別控除を含み、年少扶養控除廃止及び特定扶養控除縮減を加味している。

(注3)課税対象となる収入には分離課税に係る分を含む。

(注4)課税対象となる収入のうち、給与収入・公的年金等収入以外のもの(その他収入)は所得ベース。

# 給与所得者の課税ベース(夫婦子2人の場合)



(注) 夫婦子2人の給与所得者で、子が控除対象扶養親族(子のうち1人が特定扶養親族)に該当するものとして計算している。



# 個人住民税の性格

## ○平成22年度税制改正大綱(抄)

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

### 税率構造

所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで応益性が明確化

### 所得控除

所得税の控除額よりも低く設定

所得控除の例	個人住民税	所得税
基礎控除、配偶者控除、扶養控除	33万円	38万円
生命保険料控除※	最高7万円	最高12万円

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

### 税額控除

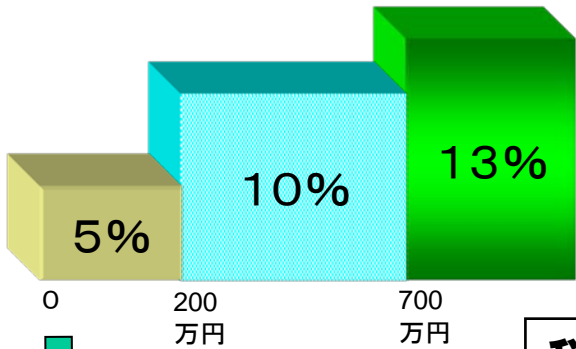
課税技術上の控除が中心で、政策的控除は極めて限定的

税額控除の例	趣旨
配当控除、外国税額控除	二重課税の調整といった課税技術上の控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅ローン控除を補完する控除(減収は国で補てん)

※ 所得税における政策的税額控除(既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除、試験研究を行った場合の特別控除等)は個人住民税では設けられていない。

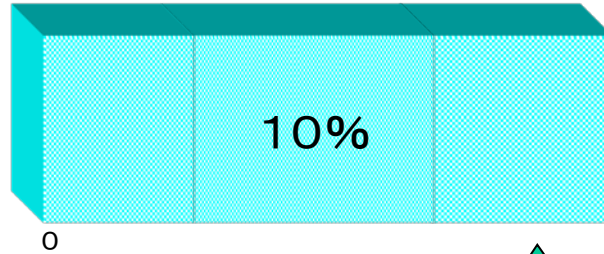
# 個人住民税の税率構造

(～平成18年度)



(平成19年度～)

10%比例税率化

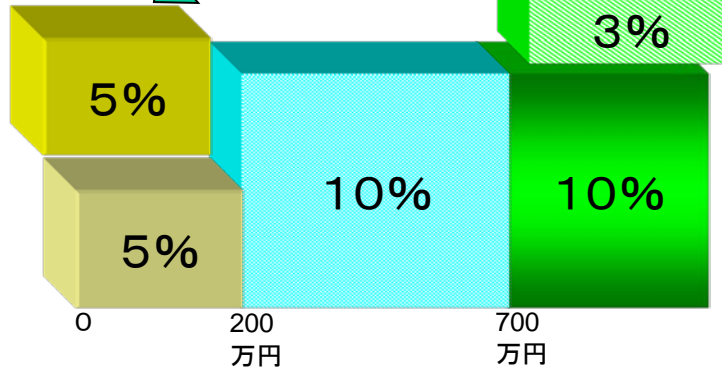


税源移譲

国 (所得税)

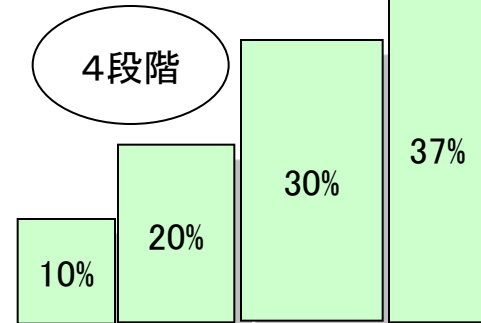
国から地方へ  
(約3.4兆円)

地方から国へ  
(約0.4兆円)

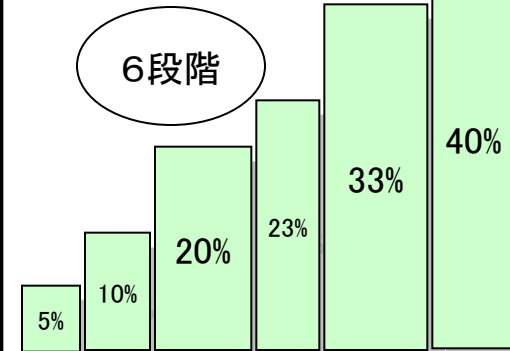


<参考>所得税率

(～平成18年)



(平成19年～)



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%に改正

# 個人住民税の10%比例税率化の考え方

## ① 応益性の明確化

- 所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、**受益と負担の関係がより明確化**。

**「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格にふさわしい税率構造へ。**

- 税源移譲前後で、個人住民税・所得税の合計税率は同じ。国・地方を通じた累進構造に変化なし。

## ② 地域間の税源偏在度の縮小

人口一人当たり個人住民税収の変化(全国平均=100)

	最高(東京都)A	最低(沖縄県)B	A/B
税源移譲前 (累進税率)	179.4	53.9	3.3
税源移譲後 (比例税率)	164.8	54.9	3.0

0.3ポイント  
偏在度縮小

※ 税源移譲前の税収(都道府県分・市区町村分の均等割・所得割合計。以下同じ。)は平成18年度決算額、税源移譲後の税収は平成19年度決算額

**10%比例税率化により個人住民税の地域的偏在度が縮小**

※ 比例税率化により13%→10%の減収影響は、高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、5%→10%の影響は全ての納税者に発生し、全ての団体に作用することから、税収の偏在是正効果が得られる。

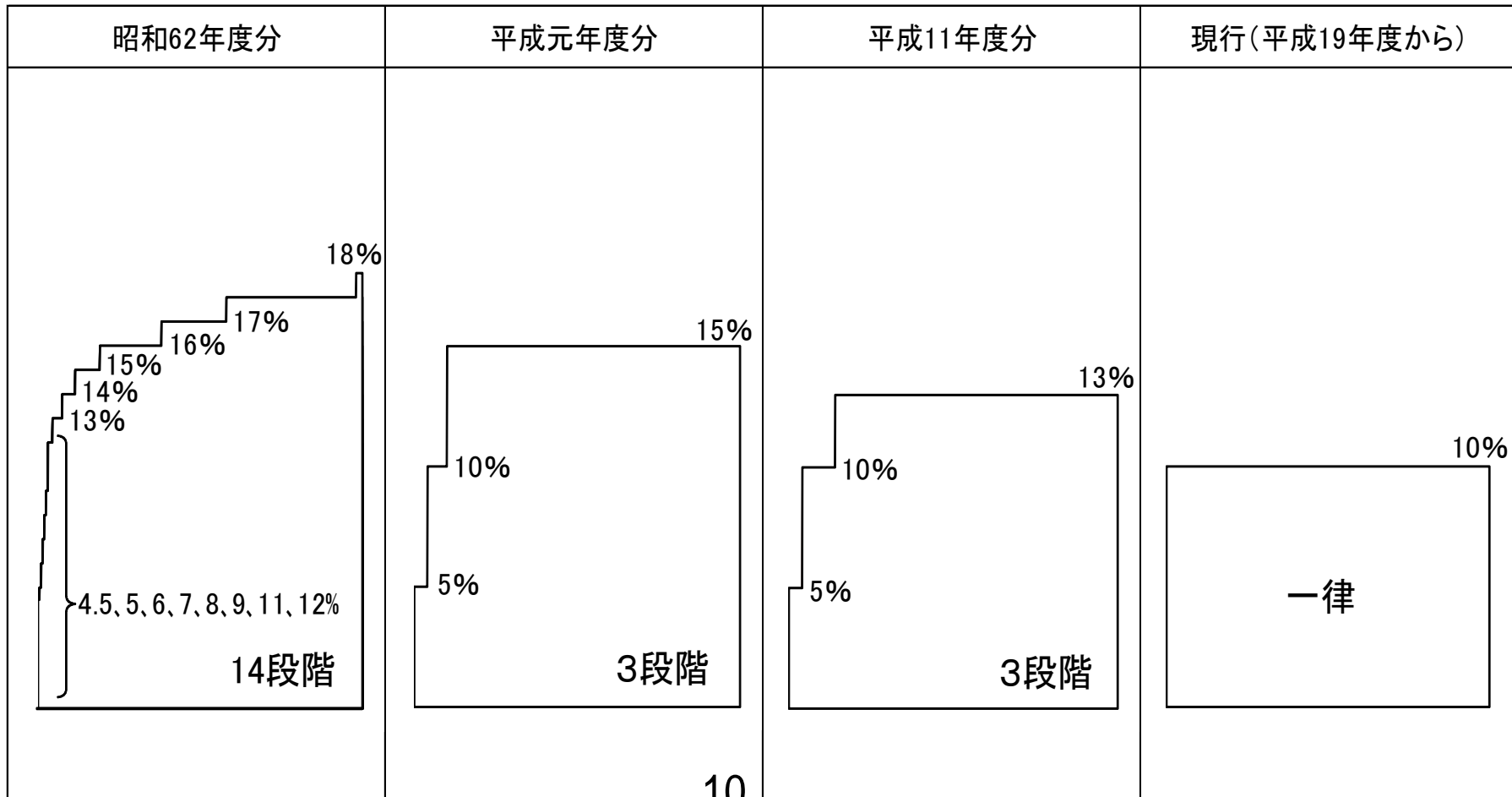
## ③ 税収安定性の向上

- 累進税率から比例税率とされたことにより、**景気変動に対する税収の安定性が向上**。

# 個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



# 人的控除の概要(個人住民税)

- 個人住民税の所得控除は、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格(応益的な性格)から、所得税の控除額よりも低く設定
- 例えば、平成11年の所得税において講じられた年少扶養控除加算は、個人住民税では講じられなかった等、控除項目についても抑制的

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額			本人の所得要件	
			【現行】	(参考) 所得税	24年度～		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	—
		老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	昭和56年度 (1981年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円	— 【同居特別障害者控除に改組】
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者			—
		一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族 【24年度～:16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	33万円	38万円	—
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族 【24年度～:19歳以上23歳未満に縮減】	45万円	63万円	—
		老人扶養親族 (同居特別障害者加算)	昭和48年度 (1973年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円	— 【同居特別障害者控除に改組】
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	—
	特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円
(特別障害者控除)			昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円	40万円	—
(同居特別障害者控除)		平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者			53万円(所得税:75万円) 【新設】	
寡婦控除		寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
寡夫控除		昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下	
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

## その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概 要	控除額の計算方法(所得税との比較)
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	所得税と同じ
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	所得税と同じ
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	所得税と同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	所得税と同じ
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合に控除	控除額 7万円(最大)[<所得税>控除額 12万円(最大)]
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	控除額 2.5万円(最大)[<所得税>控除額 5万円(最大)]

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険等に係る保険料の場合

# 個人住民税の税額控除

○ 個人住民税の税額控除は、課税技術上の控除が中心であり、政策的控除は極めて限定的

税額控除名	趣旨
配当控除	二重課税の調整
外国税額控除	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額控除	
調整控除	税源移譲に伴う調整
税源移譲に伴う 住宅借入金等特別税額控除	
寄附金税額控除	地方公共団体に対する寄附金や都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金等を控除（地方団体の受益の範囲内）
住宅借入金等特別税額控除	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を控除 ※平成22年度から適用。減収は国で補てん

主として課税技術上の控除

政策的控除は極めて限定的

(参考) 所得税における政策的税額控除の例

対象	税額控除名
個人	既存住宅の耐震改修をした場合等の特別控除
	政治活動に関する寄附をした場合の特別控除
青色申告者	試験研究を行った場合の特別控除
	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別控除
	事業基盤強化設備等を取得した場合の特別控除

個人住民税には設けられていない

## 【個人住民税の充実】

- ・ 個人住民税は、負担と受益の関係が明確で、地方自治体が責任を持って税率も決められる税目であり、自治体財政に対する責任の強化という観点からもその充実について議論をしていく必要。
- ・ 課税自主権の観点からは、個人所得課税を軸に強化することが重要である。今後、対人社会サービスを増やしていくならば、実際にそのような支出を行う地方自治体の財源が問題になるため、地方自治体に安定的な財源を付与するという論点とも一致する。



## 【諸控除の見直し】

- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めることが必要。その際、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得控除の額は所得税より低い額となっていることに留意が必要。
- ・ 個人住民税の税額控除については、主として課税技術上の控除が中心で、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、政策的な控除は極めて限定的。

(参考)平成22年度税制改正大綱

- ・ 今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。
- ※ 成年扶養控除・配偶者控除の見直し、給与所得控除の上限導入

# 個人住民税の諸控除に関する考え方

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(抄) (平成19年11月 税制調査会)

第2 各論 1. 個人所得課税 (8) 個人住民税 ① 今後の改革のあり方

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。

個人所得課税に関する論点整理(抄) (平成17年6月21日 税制調査会基礎問題小委員会)

5. 個人住民税 (1) 所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。なかでも、生命保険料控除、損害保険料控除など政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては速やかに整理すべきである。

## ○ 政策誘導的な色彩が強いとされる個人住民税の控除

控除名	減収額	適用数	控除の趣旨
生命保険料控除	1,633億円	4,183万人	長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るため、支払った生命保険料の一定額を所得から控除(最大7万円)
地震保険料控除	102億円	1,046万人	地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全促進等のため、支払った地震保険料の金額の2分の1を所得から控除(最大2.5万円)

※ 寄附金税額控除については、地方団体の受益の範囲内での減税措置と整理されているほか、住宅借入金等特別税額控除の減収は国が補てんしており実質減収なし。

※ 減収額・適用数は平成21年度課税ベース。

※ 生命保険料控除は平成24年1月1日以後に契約した生命保険料に係る保険料の場合。

**【利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する課税の見直し】**

- ・ 利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する住民税の税率については、従来の住民税の最低税率5%に合わせて設定していたが、税源移譲で一律10%にした際、特に見直しをしないまま税率5%となっている。

# 資産性所得に係る個人住民税の税率設定

個人住民税は10%  
比例税率が基本  
(給与所得等に適用)

給与所得より  
金融所得等の方が  
低税率

金融所得や土地譲渡所得は原則5%  
※上場株式等の配当・譲渡益は  
軽減税率により3%

所得税は、給与所得等は5～40%の累進税率、金融所得等は原則15%(上場株式等の配当・譲渡益は軽減税率により7%)。

		税率		備考
		住民税	(参考)所得税	
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%	利子割により源泉徴収方式で課税。
配当等	上場株式等	5%(～H23:3%)	15%(～H23:7%)	配当割により源泉徴収方式で課税。申告分離課税・申告総合課税も選択可能(この場合、配当割額を税額控除)。
	上場株式等以外	10%	最低5%・最高40%	申告総合課税。
株式等譲渡所得	上場株式等	5%(～H23:3%)	15%(～H23:7%)	源泉徴収選択特定口座分については株式等譲渡所得割(株式割)により源泉徴収方式で課税。申告分離課税も選択可能(この場合、株式割を税額控除)。その他は申告分離課税。
	上場株式等以外	5%	15%	申告分離課税。
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%	申告分離課税。
	長期保有・優良宅地等	～2000万円:4% 2000万円～:5%	～2000万円:10% 2000万円～:15%	申告分離課税。居住用財産の場合は、～6000万円:4%、6000万円～:5%(住民税の場合)。
	短期保有	9%	30%	申告分離課税。短期保有のうち事業所得・雑所得扱いとなる場合は、税率12%(所得税:40%)等による重課あり。
先物取引		5%	15%	申告分離課税。
(参考)給与所得等その他の所得		10%	最低5%・最高40%	総合課税。

## 税率を引き上げた場合の税収への影響

	現行税率(税額)	引上率(額)	税収への影響
均等割	4,000円 (年額)	1,000円 引き上げる場合	約610億円
所得割 (給与所得等総合課税分)	10%	1% 引き上げる場合	約11,940億円
所得割 (株・土地譲渡益等分離課税分)	原則5%		約690億円
利子割	5%		約330億円
配当割	5%(3%)		約280億円
株式等譲渡所得割	5%(3%)		約230億円

- ※1 均等割・所得割の税率は、都道府県分・市町村分合計。利子割・配当割・株式等譲渡所得割は都道府県のみ課税(市町村には税収の3/5を交付)。  
 ※2 所得割(株・土地譲渡益等分離課税分)については、優良住宅地等の長期譲渡所得など譲渡所得の金額に応じて税率が異なるものもあるほか、上場株式等の譲渡所得は平成23年所得分までは軽減税率(3%)適用。  
 ※3 配当割・株式等譲渡所得割については、平成23年までは軽減税率(3%)、平成24年から本則税率(5%)適用。  
 ※4 税収への影響は、平成21年度課税ベース(税額控除等前)に基づき試算(複数税率の適用があるものは一定の仮定をおいて試算)。ただし、利子割は平成21年度決算見込み、配当割・株式等譲渡所得割は、年度ごとの税収変動が大きいいため、5年度分の決算又は決算見込みの平均値に基づき試算。